

平成 16 年 7 月 8 日

## 第三銀行の勧誘方針

第三銀行は、お客様にご信頼いただくことを第一義とし、お客様ご自身の判断によりお取引いただくため、各種関係法令を遵守するとともに、下記の「勧誘方針」に基づき金融商品の勧誘を行います。

### 記

1. 第三銀行は、お客様の金融商品に関する知識、投資目的、ご経験、財産の状況等を踏まえ、適切な情報を提供し金融商品の説明を行います。
2. 第三銀行は、断定的判断の提供および事実と異なる情報の提供など、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
3. 第三銀行は、金融商品の内容およびその金融商品が有するリスクなどについて、適切な説明を行いお客様に十分ご理解をいただくよう努めます。
4. 第三銀行は、正当な理由なく深夜や早朝などの不適切な時間帯に、電話・訪問による勧誘は行いません。
5. 第三銀行は、お客様に適正に金融商品の販売を行うため、行員の研修体制を充実し、商品知識の習得に努めるとともに、適正な勧誘が行えるよう、行内体制の整備に努めます。

当行は、確定拠出年金制度における運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関してこの勧誘方針を準用いたします。

以上